

令和 6 年第 10 回浜松市農業委員会総会 会議録

1 開催日時及び会場

令和 6 年 10 月 15 日(火) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 47 分 浜松市役所 8 階 全員協議会室

2 出席状況 ※委員氏名の数字は議席番号

出席委員 21 名

岡野慶春①、松島好則②、青木俊博③、谷野哲生④、中嶋宗一⑥、鈴木満彦⑦、足立侑律⑧、袴田博子⑨、島英雄⑩、内山進吾⑪、岡本純⑫、安間利和⑭、後藤剛⑮、平野和重⑯、森島倫生⑰、鈴木英雄⑱、水崎久司⑲、鈴木緑⑳、伊藤安子㉑、鈴木要㉒、高林美智代㉓

欠席委員 3 名

江間栄作⑤、山中秀三⑬、森下孝雄㉔

事務局職員 14 名

鈴木智久、齋藤和也、石川宗明、奥山英洋、河村幸一郎、縣弘之、吉山和志、渡邊光二、青木善敬、加藤裕、国井千夏、笠原直人、佐々木朝飛、村松ほの花

3 傍聴者 0 人

4 議事内容

(1) 審議事項

- 第 64 号議案 農地法第 3 条の規定による許可について
- 第 65 号議案 農地法第 4 条の規定による許可について
- 第 66 号議案 事業計画変更承認申請について
- 第 67 号議案 農地法第 5 条の規定による許可について
- 第 68 号議案 非農地証明について
- 第 69 号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続き(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について
- 第 70 号議案 農地利用集積計画の決定及び農地利用集積等促進計画案への意見について

(2) 報告事項

- 報第 65 号 非農地通知について
- 報第 66 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報第 67 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について
- 報第 68 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について
- 報第 69 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報第 70 号 農地の地目変更登記に係る報告について

5 記録方法 全部記録、録音無

6 会議記録

局 長 皆様、こんにちは。

本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、只今から令和6年第10回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日の出席委員数ですが、定数24名のところ21名と過半数を超えておりますので、本会が成立しますことをご報告申し上げます。欠席者につきましては、議席番号5番江間栄作委員、議席番号13番山中秀三委員、議席番号20番森下孝雄委員となります。

また、会議中は携帯電話の電源をお切りいただくか、マナーモードに設定するようお願いいたします。

それでは、後藤会長、ご挨拶に続いて開会宣告をお願いいたします。

会 長 皆さん改めましてこんにちは。本日は、皆さん大変お忙しい中を農業委員会総会に定刻どおりお集まりいただきありがとうございます。また、去る10月10日に視察研修ということで、多数ご参加いただきまして、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

田原市に視察に行ったところ、農業委員会の農業委員8名、事務局4名ほどにご説明をいただきました。視察先で本当に丁寧に迎えていただきまして、浜松に来た時に同様の対応ができるかと心配になったところではありますが、本当に田原市に歓迎していただきました。また、その後ですが、道の駅めつくんハウスに行きまして、農産物の良いものは高く売れるのですが、規格外のものは安く処分してしまう、破棄してしまうということですが、道の駅ではそれを加工しドライフルーツにすることで、良いものと変らない値段で売ることができます。これからの農業は加工する施設、個人、法人、組合等でそういう施設をつくって、底をあげるということで収入が上がると考えています。そういうことを勉強させてもらいました。農業委員でも考えている人がいるということでしたので、行けば教えてくれます。大変勉強になりました。

また、農業というのは今厳しい、儲からんとか、肥料高騰、資材も上がって、それに伴って人件費も上がって、しかし農産物の値段が上がらないと不平ばかり言っているということですが、そういうことは農業委員また調査員は言わないことにしましょうと、前向きに農業の良いところをアピールするのが自分たちの使命じゃないかと思っていますので、これからは前向きに農業の良さを農業委員はアピールするということで進んでいきたいと思いますので、皆さん、また最適化推進委員にも伝えていただいてみんなを元気にさせるのが自分たちの仕事だよ、ということで行きたいと思いますのでよろしくをお願いします。

また、農業新聞の現状の報告を後ほど説明していただきますが、そちらの方もどうしても全員取ってもらいたいと思っていますのでご協力をお願いいたします。

それでは、只今から、令和6年第10回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局 長 それではここからの進行は、議長として後藤会長をお願いいたします。

それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、議席番号 9 番袴田博子委員、議席番号 10 番島英雄委員にお願いいたします。

議 長 それでは、議事に入ります。第 64 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案 1 ページをご覧ください。第 64 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

青 木 今月の申請案件は、地区「和田」、整理番号 309 番外 21 件でございます。
申請の内訳でございますが、所有権の売買に係る案件が 13 件、贈与に係る案件が 2 件、賃借に係る案件が 1 件、区分地上権に係る案件が 6 件でございます。
また、新規の方は 7 件、外国籍の方は 1 件です。
説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。
始めに、蒲・和田・長上地区調査会の岡野委員からお願いします。

岡 野 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の松島委員からお願いします。

松 島 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会の谷野委員からお願いします。

谷 野 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、庄内地区調査会の中嶋委員からお願いします。

中 嶋 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

足 立 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。

袴 田 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、新津・可美・江西地区調査会の島委員からお願いします。

島 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。調査会で審議した結果、特に問題がないとの報告を受けています。
続いて、引佐地区調査会の安間委員からお願いします。

安 間 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 最後に、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 調査会で審議しましたが、問題がないわけではございませんが、5 条のところを改めて報告させていただきますが、厳しく指導したうえで、今回は承認することとしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
(意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 64 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 65 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案 7 ページをご覧ください。第 65 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

青 木 今月の申請案件は、地区「積志」、整理番号 53 番外 5 件でございます。

転用目的別の内訳は、農家住宅関連が 2 件、自己用・共同住宅関連が 2 件、貸駐車場が 1 件、営農型太陽光発電が 1 件でございます。

また、農地区分別の内訳は、農用地区域内農地が 1 件、第 2 種農地が 2 件、第 3 種農地が 3 件でございます。

なお、是正案件は 56 番、57 番、58 番です。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、積志地区調査会の青木委員からお願いします。

青 木 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、庄内地区調査会の中嶋委員からお願いします。

中嶋 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内山 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。調査会で審議した結果、特に問題がないとの報告を受けています。

これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

(意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 65 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 66 号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案 9 ページをご覧ください。第 66 号議案「事業計画変更承認申請について」でございます。担当から説明いたします。

青 木 農地法第 4 条または、第 5 条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い、速やかに事業を行うこととされていますが、許可を受けた後、やむを得ずその事業計画を変更しよ

うとする場合は、許可権者が事業計画の変更承認をすることができるとされております。

今月の申請は、当初の申請地の面積を拡げる「目的変更」が1件でございます。

議案9ページ、地区「浜名」、整理番号11番について説明いたします。申請人は、当初の転用事業者である[]でございます。申請に至った経緯でございますが、令和6年8月16日に農地法第5条許可を受け、建売住宅の建築をする予定したが、その後、事業計画の見直しを行った結果、宅地進入路での車両の進入、通行が容易でないことが判明したため、新たに隅切り部分を設けるべく今回の申請に至ったものです。当初の許可目的達成が困難になった事が、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、転用計画について、排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。

なお、事業計画変更後の第5条申請につきまして、議案18ページ整理番号636番にて申請がされておりますので、そちらでの審議も併せてお願いいたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(意見なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第66号議案「事業計画変更承認申請について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第67号議案「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案11ページをご覧ください。第67号議案「農地法第5条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

加 藤 今月の申請案件は、地区「和田」、整理番号594番外51件でございます。

転用目的別の内訳につきましては、農業用施設が1件、自己用・共同住宅関連が26件、事業用の建物関連が1件、駐車場・資材置場等事業用のその他施設への転用が2件、太陽光発電が10件、営農型太陽光発電が6件、一時転用が6件でございます。

農地区分別の内訳につきましては、農用地区域内農地が12件、第1種農地が3件、第2種農地が12件、第3種農地が25件でございます。

なお、是正案件は603番、605番、610番、629番です。

また、駐車場・資材置場など建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生エネルギー発電事業計画の認定について問題がないことを確認しております。

それでは、整理番号に○を付した案件について説明いたします。

議案13ページ、地区「湖東」、整理番号606番、607番をお願いします。本事業は、権利の関係上、申請を2件にわけておりますが、同一事業者による事業計画であるため、併せて説明いたします。[]の畑11筆3,862㎡について、太陽光発電設備を設けたいという申請でございます。申請者は、[]に本店を置き、[]

■を営む法人です。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地を取得・賃借し、太陽光発電事業を行いたく、申請に至ったものでございます。申請地は、■に位置する農地で、現在は耕作放棄地となっております。農地区分につきましては、第2種農地に該当すると判断いたしました。代替地の検討としては、日照量が確保でき、周辺農地への影響が少なく、3,000 m²前後の面積が確保できることを条件に検討しており、県道と既存の太陽光発電事業用地で分断され、周辺に営農地がない本申請地を選定しております。本転用事業は、585Wの太陽光パネル828枚を設置し、発電能力が484.38kWとなる発電設備を設ける計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。申請地の周囲には土堰堤とフェンスを設置する計画であること、雨水排水は浸透性の高い防草シートを使用し、敷地内で自然浸透させる計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、中部電力との接続契約が完了していること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案16ページ、地区「三方原」、整理番号625番をお願いします。■の畑9筆23,141.29 m²のうち転用面積25.93 m²について、営農型太陽光発電施設を設置したいという申請でございます。申請者は、■に本店を置き、■を営む法人です。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地を賃借し、営農型太陽光発電事業を行いたく、許可日から3年間の一時転用申請に至ったものでございます。申請地は、■に位置する農地です。申請地は、農用地区域内の農地ですが、不許可の例外規定である一時転用に該当いたします。

本転用事業は、営農型太陽光発電設備の支柱及びキュービクル部分について転用するもので、下部の農地ではレモンを栽培する計画です。営農者は、静岡県西部、愛知県東部にてみかん・レモンを10ha以上栽培している認定農業者で、栽培技術等を考慮した結果、問題ないと判断いたしました。なお、認定農業者が下部農地を耕作する場合、一時転用許可期間は最大で10年となりますが、今回の営農者は浜松市内で営農型太陽光発電での耕作実績がないことから、申請者と調整の上で、許可期間を3年にしております。また、中部電力との接続契約が完了していること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであり、空中部分を利用するための区分地上権も同時に申請されていることから、許可相当であると考えます。

続きまして、議案19ページ、地区「北浜」、整理番号640番をお願いします。■の畑3筆3,191 m²について、砂利採取をしたいという申請でございます。申請者は、■に本店を置き、■を営む法人です。この度、良質の砂利採取が期待できる本申請地を、陸砂利の採取場として使用したく、許可日から2年間の一時転用申請に至ったものでございます。申請地は、■に位置する農地で、現在は耕作地部分と保全管理部分が混在しており、耕作地部分では槇が栽培されております。申請地は農用地区域内の農地ですが、不許可の例外規定である3年以内の一時転用に該当いたします。本事業は、1:1.5の安定勾配で掘削し、掘削面積2,153 m²、最大掘削深10m、総掘削量は9,786 m³を予定しております。工事期

間中は、最大 5m の保安距離を確保し、表土の流出を防ぐとともに、外周には、防護柵、鍵付きの門扉などの設置により近隣への安全対策が図られること、工事完了後は良質な山土、建設発生土及び表土の埋め戻しにより、優良な農地へ復元し、復元後は土地所有者が榎やキャベツ、ジャガイモを作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていること、また、砂利採取事業の措置報告書の提出を受けていることから、周辺への影響は軽微と思われ、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。
始めに、蒲・和田・長上地区調査会の岡野委員からお願いします。

岡野 595 番営農型太陽光発電事業の更新ですが、現地調査及びヒアリングの結果、下部農地の榎の生育も順調です。すぐに出荷できるほど育っていますが、収量を上げたいため、横へ大きく育て 2 年後を目途に出荷開始するとのこと。また、申請地で近隣住民とのトラブルもないとのこと、問題ないかと思われます。

議長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の松島委員からお願いします。

松島 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、積志地区調査会の青木委員からお願いします。

青木 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会の谷野委員からお願いします。

谷野 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、湖東・花川地区調査会の江間委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。調査会で審議した結果、特に問題がないとの報告を受けています。

続いて、庄内地区調査会の中嶋委員からお願いします。

中嶋 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の鈴木満彦委員からお願いします。

鈴木満彦 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

足立 611、612、613 ですがちょっと納得いかんもんですから確認したいです。611 番ですが、 って書いてあるんですけども、ここの農地は青地でして、農業用施設を建てる、転用するという対応できています。その中でちょっと 1 項目すっきりしないので確認させてもらいたいと思います。実は 3 か所に農地を分散しまして、その一つ 678-1、一番上の 552 m²、ここに農業用の機械、それで私が電話に出たときに、相談来た時に、この案件については、トラクターと肥料を置きたいということで、建物はなし、露天です。下の方は砂利碎石、図面がトラクター置場、肥料置場ってなっているものですから、ここへトラクター何台入れるだか、パレット何台か図面に落とせないかって言ったが、その時の答弁では、農地法では、数量とか台数は求めていません、よって何ら農地法に問題ありませんと、そういう回答でした。それで私が、その農地法っていうのは、納得いかなくて、どこかに書いてあるのかって聞いたら返事がなかった。それで確認ですけども、台数とかパレットの枚数は、入れなくても、私が言って回答がなくても、農地法問題ないと、言われたんですが、それでいいんですか。

議 長 事務局。

吉 山 はい。調整グループの吉山です。規模については、事務局で相談時の聞き取りや申請時の事業計画概要書を提出していただき判断しています。駐車場ですと、必要面積の 8 割以上ということをお求めておりますが、トラクターの場合は何台という決めはなく、事務局の方で必要性が判断できれば認めておりますので、パレットが具体的に千枚なのか二千枚なのかわかりませんが、現場の写真等も付けていただきまして、規模根拠として妥当と判断させていただきました。

足 立 私が言ったときは、台数は答えてもらえませんでした。それからパレットの枚数も答えてもらえませんでした。そういう中で、事務局サイドで農地法問題ないっていう時に、根拠として適正かどうか、概ね 8 割かどうかの判断は事務局がして OK なんです。私にそれを説明しない、確認なくても良いですか。

吉 山 本来であれば調査会で報告すべきですが、担当の方で資料を持っていかなかったということで、今回は申し訳ありませんでした。

議 長 足立委員。今は調査会の報告なので、この後の質疑にてすみませんをお願いします。

足 立 それでは、611 番は問題あります。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。

袴 田 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、新津・可美・江西地区調査会の島委員からお願いします。

島 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。調査会で審議した結果、特に問題がないとの報告を受けています。

続いて、引佐地区調査会の安間委員からお願いします。

安 間 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の分を私からご報告申し上げます。調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

続いて、浜名・北浜地区調査会の平野委員からお願いします。

平 野 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 最後に、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 調査会で協議しました。問題は、641 番、644 番、645 番の [REDACTED] の関係でございまして、私共が厳しく指導しておりますのは、出荷計画をきちっと進めていない、というところの問題点であります。出荷先はとびあ浜松農協花卉センターとのことですので、それはそれなりにやっているようなのですが、天井についているような木があると、それが収穫されている形跡がないという指摘が調査員からあって、そこは厳しく指導いたしました。営農型と言っている以上、出荷しなければいけないという点で指導いたします。その指導に従っていただけるとのことなので、今回の案件については承認いたし

ました。以上です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

はい、足立委員。

足立 先程は失礼しました。くどくなりますけども、トラクターの台数、パレットの枚数は求めない。農地法において。だから問題ないという、それでいいですね、まず。

吉山 求めないのではなく、規模の根拠として、枚数は求めています。

足立 私が言ったのは、パレットをここに何枚置くですかと、トラクター何台持ってるですかと、聞いた時に、何ら回答がなかったものですから、それじゃあ図面に落としてくださいと言った。今の回答は違うね。それはもう全部分かった中での回答だね。ですからね、私がそれじゃあまずいからって言ってたら、農地法、農地法って言うもんだから、農地法上問題ないって言うもんだから、それはどこに書いてあるですかと、問題ないという根拠が。もし条文があったら教えてくれと。それで、その条文でこういう風にとれると、それでもいいと。そしてまた条文に対してのマニュアルがね、事務局にあって、こういう風に解釈するんだよってというのがあればそれでもいいですよって、ですからそれを教えてほしいって言ったら、そういうのはないとかなんとなかってね、最後に言ったのは、調査会で質問してくださいと、それで終わったんですね。調査会で聞き取り案件だったものですから、聞きましたが、トラクターの台数もパレットの枚数も答えてもらえませんでした。不親切なもんですから、じゃあ図面に落としてくださいと言った。それでその場は別れた。そしたら事務局の方から、2〜3台置くって回答があって5台置くと。ここは、磐田に事業所があって、浜松でブロッコリー生産しているんです。ですから、2〜3台置くことは、だから3台は落としませんかと。それじゃあトラクターがどうのこうのって言った時に、その一番初めの農地法っていうのからずれちゃったんですね。ですから私が言ったのは、農地法でそういうことは求めないっていうならそれでいいですよって。ですから確認です。農地法で求めるっていうなら問題あります。ということで、その答えをいただけません。ですので、それではっきりする。確認ですので。申し訳ないですが。

吉山 農地法上面積が適正かどうかというところ見なさい、という風に書いてあります。ただ、台数の根拠まで求めるとはなっていないものですから、今回は、元々足立委員のご指摘で、違反でトラクターを置いていたところも是正していただいた結果で、元々違反で使っていたところの面積と比較して、規模が妥当であるかは、相手方からトラクターやリフト、動力噴霧器等の現状の写真をいただいております、事務局としては妥当であると判断しました。

足立 規模が妥当っていうのは、何か方程式っていうのがないのかね。数字で。私は説明ができんもんですからね、図面に落としてもね。ですから、私はこのトラクターは何馬力で耕すところはどのくらいかっていうのも回答がありませんでした。それで、そう言って、そういうのが分かっているもんですから、それを図面に落としてくれと。パレットについても、パレットはだいたい100と110だから、わかっているもんですから、それをどういう風に置くだか、それは事務局に聞いて、これは適当だって、規模の判断はお

かしいって。何か、文面に書いてあるだか、そういうのは求めてないので何ら問題ないって言うもんですから、私はそこを、私はどうやってこれを適正規模としてみればいいんですかって言ったらそれも答えがないんです。で、私はどうやって審査したらいいんだって言ったら、排水とかをみてくださって。それはこういう規模が適正だっていうのは抜けちゃうんですね。それは見なくていいって、判断ですね。そうですね、それでいいですか。

吉 山 ご意見としてはお伺いしますが、調査書の4項目を農業委員さんと調査員さんに見ていただいて、当然足立委員のおっしゃるとおり、規模が過大じゃないかということであれば、事務局の方から事業者を確認をさせていただきます。調査項目としては4項目を見ていただきまして、気になるところをご指摘いただければと思います。

足 立 指摘するのは、調査書もらった時から指摘してるの。私はこれを。適正規模が言えるか、私に何も報告がないもんですから、それでどうだね、どうだねって、それを事務局一任で規模は適正って言われると、私は4項目に付けて農地法問題ないって、台数は求めてないって、それでいいですね。確認です。

吉 山 台数は求めていません。

足 立 そうすると規模はないってことね。算出規模では、そういうことは求めないっていうことね。

局 長 事務局長の鈴木です。算出規模の根拠というものはいいです。例えば営農型ですと、収量8割というのがガイドラインに出ていますけども、資材置場はどういう資材をどれだけの規模があつてはじめて適正規模です、という基準はないです。今回は、XXXXXXXXXXは農業法人で、農業目的で使うということです。皆様も農業やってらしているので、パレットとか肥料等をきっちりここに何台置くっていうのはないと思うんですね。季節で作物が変わったなりの資材を置くようになると思うので、やっぱり農業者の農業目的の転用ですから、言い方悪いかもしれませんが、もうちょっと大局的に見ていただけるとありがたいかと思います。工場や大きい駐車場であるとかではないものですから。

足 立 私が質問した時に、なぜそういう風に言わないですかね。

局 長 すみません。今申し上げました。

足 立 私の中にストレスが溜まっている時にそういう風に言われても、私は答えようがないですね。私への答弁になかったもんですから。

局 長 基準、基準と足立委員はおっしゃいますが、資材置場に基準はないです。適正規模かどうかっていうのは、経営規模であるとか、近隣に営農地がどれだけあるかなどで、ある程度の判断はしますが、線引きは大変難しい、というかなんです。

足 立 だからさー、私は面積がこんだけあると、だから一反でこれくらい使うと、そういうのが口頭でいいもんですから、何か私に対して説得というか、そういうのがあればいいですけど、何もなくて、事務局で農地法上問題ありませんって言っても、私に対しての回答じゃない。弁明が何にもないですよ。

会 長 ちょっといいですか。今、足立委員が言われたことは私も納得できることがあつて、また、農業委員として、調査員として、畑を農業用倉庫にするということで、調査員からして、許可がどうのこうのっていうのは置いておいて、どれくらいトラクター入れる

んですか、どのくらい肥料は置くつもりですか、パレットは何枚ですかといった質問に対して答えることは必要だと思うのですが、それも駄目ですかね。

松 島 すみません、いいですか。私も一言言わせてもらおうと、ちょっと事務局の対応悪いですね。足立委員が聞いていることに答えていない。足立委員がどういう風に聞いたかわからないのですが。聞く限りだと、やはり農業委員として聞いたことに対して、事務局が答えていない。それがこういう形でトラブルになっているんじゃないかと思うですね。その辺は事務局としてどういう風に説明したのかな。

足 立 農地法、農地法っていうもんですから、私はもう農地法信じますよ。事務局が合っているって言うなら。だけど私が言うことに答えてもらいたい。ただこれは合っています、じゃなくて何か根拠があって、これでいいですよって言うてもらわんと、農地法で問題ないですって、私が言う答弁に答えてもらってないですよ。

局 長 対応が悪いと言われれば申し訳ないです。我々としては、申し上げたように営農規模であつたり営農地であつたりで規模が適正かという判断をしております。パレットが何枚必要か答えられない、説明できなかったことについては反省しておりますが、すべてを把握しているわけではないですし、すべて確認しているわけではありませんので、そこはご理解いただきたいと思います。

足 立 質問したことに答えてくれればいいですけど、答えてもらってない。もう一つ言うと、前はこういうトラブルがあると、ここの事務所にその[]と農業委員が呼びつけられて、事務局立ち合いで、これはどうだ、これはどうだと一項目ずつチェックさせて、それで双方合意のもとで、わかったってここで握手したんですよ。それをやってくれって言うんですけど、なかなかやってくれないんですね、それを。私にそういうこと言うもんだから、農地法、農地法って言われるもんですから、こうやって質問してるんですけども、農地法に求めてないっていうことで、判断は事務局がやるっていうことでいいですね。事務局がやるっていうことで。農業委員がやるべきじゃないと。適正規模については。

吉 山 やるべきでないとは申ししていません。言っていただければ確認を取ります。ただ、当初の規模根拠については、事務局で調べて確認を取っています。

足 立 それを何らかの形で、私が言った時に数字でも何でもいいですよ。トラクター何台置くって。私にトラクター何台置くも言わずに、トラクター置きます。それじゃあ、あまりにも私に対して不誠実じゃない。農地法上問題ないっていうもんですから。電話口ですよ。私は電話口でそう受けたんですよ。

吉 山 足立委員から調査会で質問が出て、[]さんも答えられなかったということで、後で確認させていただいて、電話でトラクターについては5台所有で常時2〜3台、プラス動力噴霧器とリフトを置きますと。パレットについては、具体的な数字を数えたことがないということで回答はいただいておりますが、肥料については20kgの袋を300袋は置きますということで、足立委員へ回答しているかと思います。

足 立 それは最後ですよ。私が納得しないもんだから、もう諦めている時にそういう回答が来たんですよ。調査会の時になぜそういう回答ができないんですかね。一番の責任者がトラクターの台数も何も答えていない。私が言うことにほとんど答えていない。それで

終わっているんですよ。ですから、そういう時には、事務局が■■■■と私を呼んで、直接この問題についてはどうだね、これはどうだねって、私はそういうこと今までさせられてますので、事務局から。そういうことやってくださいって言ったんですよ。それじゃないとお互い不信感になっちゃう。呼んでくれてお互いにわかったよって言えば、それで私も調査会で報告できるじゃないですか。今のようなことで、事務局がこれは適切だっていうなら、そういう風に調査会で報告しますけども、根拠があれば私はそのとおり言いますけども、納得できるような答弁ってのは、はじめからないんですよ。ですから、そういう事務局が責任もって調査しているもんで間違いないんだ、だから足立さんはここだけ調べてくれればいいんですよって言うてくれればいいですよ。はじめから。私は農地法で何ら問題ないっていうもんですから、私は農地法のどっかに書いてあるんですかって言うしかないんですね。だから、事務局の言ってることは私の答弁じゃないもんですから。

森 島 会長。

議 長 はい。

森 島 ここであんまり時間取るのは非効率だと思います。足立さんがおっしゃっていることは我々農業委員の対場では正論。一方、事務局側の仕事からみると、立地基準と一般基準に合致しているかということ以外に、事務局の判断の基準はないわけですよ。その基準を超えて事務局に判断しろというのは、事務局の法的に認められている立場を越える、踏み越える危険性、可能性があるんで、そこは事務局の仕事とすると立地基準と一般基準の間で仕事をしている。我々は、地元あるいは地域、集落ってところのバランスがあるので、一概に立地基準と一般基準の議論の中に踏み込めない我々の立場の違いがある、ということだと思います。この辺りのところも本来であれば、今日、弁護士さんにお伺いをして、その溝を埋めていく仕事がやれる第一歩が踏み出される予定だったんだけど、その予定がちょっと後回しになったという風に聞いておりまして、今、足立さんがおっしゃっている議論というところは、事務局の立場を踏まえれば、今日のところは、これ以上のことを回答することは難しいだろうと思います。ただ、私が思うのは、今回の足立さんのところで起こったケースが、私の案件だとすれば、私自身が行ってパレット何枚あるだね、わからんじゃ困るよ、千枚だか二千枚だか百枚だか、それくらいならわかるら、と多分私ならしてくると思います。ただ、それは我々農業委員だから、誰かに怒られても知れているということだと思います。これは事務局が背負っている法的根拠、その重さというのは我々以上に重いのかなと感じるところであります。別に事務局をかばい立てするつもりはありませんが、立場の違いというのは簡単に埋められないという風に思います。以上です。

松 島 すみません。とにかく、簡単に言っちゃうと説明。ちゃんとして調査会にも納得してもらうのが一番じゃないかと思います。

水 崎 私からも。

議 長 はい、どうぞ。

水 崎 立場の違いというのは委員の皆さん、事務局の皆さんから話がありまして、ここでどちらが正しいとかではなくて、先ほど森島委員の言ったように法的なところと照らし合

わせながら、話し合っていくということでいかがかなと思います。

森 島 会長。

議 長 はい。

森 島 松島会長の時代からそうであったんですけど、今日の段階で、否認するか承認するか、その2つですから、2つに1つしかありませんので、今日の段階で、否認するか承認するかの判断は、足立さんにしてもらわないと、ここから先の審議と議論は進まないという風におもいますので、今日のところはどうするかという判断をしないとこの会議が終わりませんから。そこは正副会長と足立さんで休憩していただいて話をさせていただきたいと思います。

足 立 私は、農地法であげたことは、私への説明は正しい、求められない、そういうことですので、いずれについても事務局は私たちの意見は求めないってさっき言いましたので、調査の必要な項目ありますよね、それだけをみて判断すればいいってことなので、私が申しあげることはありません。これはそれで収めたいと思います。それを信用して。

議 長 それでは、15分間休憩としますので、よろしくお願いいたします。

(休憩)

議 長 それでは、再開いたします。今、足立委員が言われた問題につきまして、大事なことでありますので、やはり農業委員、調査員として、聞きたいところもあるし答えてもらう義務もあると思いますので、法律上そこはどうかと言われると、そこまで説明しなくてもいいって言われるかもしれませんが、普通のことだと思います。そう難しいことではないと思いますので、幹事会でそこは統一して農業委員会として、調査会として進めていきたいと思います。足立委員、どうでしょうか、よろしいでしょうか。

足 立 くどくなりますけど、農地法上問題ないと。ですから、あとは事務局が判定する、私たちは項目だけ調べればいいということですので、それだけやって、あとは何があっても責任は取りませんよと。そういうことですので。私らには関係ないって言うことですので、それを信用するしかないですね。

議 長 大事なことで、幹事会で話し合いをしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

その他質問はよろしいでしょうか。それでは採決いたします。

第67号議案「農地法第5条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第68号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案21ページをご覧ください。第68号議案「非農地証明について」でございます。担当から説明いたします。

加 藤 今月の申請案件は、地区「笠井」、整理番号23番外2件でございます。地区「笠井」、整理番号23番の申請地は昭和39年に物置が建築され、宅地利用されているものです。

地区「笠井」、整理番号24番の申請地は昭和39年に自己用住宅が建築され、宅地利用

されているものです。

地区「三ヶ日」、整理番号 25 番の申請地は耕作困難のため、昭和 50 年頃に植林されたものです。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

第 68 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 69 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続き（20 年経過）に係る特例農地等の利用状況の確認について」を上程します。

事務局から説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案 23 ページをご覧ください。第 69 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続き（20 年経過）に係る特例農地等の利用状況の確認について」でございます。担当から説明いたします。

縣 相続税の納税猶予の特例の適用から、20 年経過することによる相続税の免除手続きに伴い、納税猶予の適用を受けている農地等の利用状況について、税務署へ報告するため、皆さまにご審議いただくものです。

今月の申請案件は、地区「和合」、整理番号 3 番でございます。被相続人は、平成 16 年 3 月 20 日に亡くなられた、XXXXXXXXXXさん。相続人は、XXXXXXXXXXにお住いの、XXXXXXXXXXさん、74 歳です。特例農地の面積は、申告時、現在ともに 1,804.5 m²です。現地調査をした結果、作付けされてはいないものの、農地は適正に管理されていました。その旨を税務署へ報告いたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(意見なし)

議 長 それではご意見等もないようですので、第 69 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続き（20 年経過）に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 70 号議案「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画案への意見について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案 25 ページをご覧ください。第 70 号議案「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画案への意見について」でございます。担当から説明いたします。

村 松 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。

法改正前の制度である、令和 6 年度第 7 回浜松市農用地利用集積計画案でございます。公告予定は令和 6 年 10 月 18 日となります。

2 枚めくって頂きまして、「農用地利用集積利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計 182 筆、166,780.84 m²の内訳でございます。今月は、笠井地区での 2 筆をはじめとして、計 22 地区での利用権設定を予定しております。その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。

1 ページから 17 ページは相対契約及び中間管理事業における賃借によるもの、19 ページから 21 ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

1 ページの 1 番をご覧ください。■■■■■ さんです。■■■■■ の ■■■■■ さん、■■■■■ さんのもとで農業を学び、今回の申請に至りました。■■■■■ の畑、1200 m²を借り受け、玉葱の栽培を予定しております。

次に、3 ページの 1 番と 2 番、6 ページの 24 番をご覧ください。■■■■■ です。■■■■■ さんが平成 20 年 11 月 17 日に設立し、■■■■■ ■■■■■ 法人です。■■■■■ の畑、計 2,498 m²を借り受け、玉葱の栽培を予定しております。

次に、5 ページから 6 ページの 23 番、11 ページから 16 ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 59 筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、公社が県知事に事前に協議し、同意を受けたものについて農用地利用集積計画により同時に成立するもので、備考欄に配分先を記載してあります。

以上の計画の内容は、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

次に 23 ページをご覧ください。法改正後の制度によるものです。

改正された農業経営基盤強化促進法および農地中間管理事業の推進に関する法律の施行により、農地中間管理事業の貸借地の耕作者変更については、中間管理機構である県の農業振興公社が農用地利用集積等促進計画を県知事に申請し、認可されることで成立することとなり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定により農用地利用集積等促進計画の案は市が作成し、農業委員会の意見を聞いて、公社へ提出することとなっています。

今月は農地中間管理事業の貸借地の耕作者変更が 32 筆ございます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はありませんか。

(委員の補足説明なし)

議 長 その他、何かご意見、ご質問はございませんか。

(意見なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 70 号議案「農用地利用集積計画の決定及

び農用地利用集積等促進計画案への意見について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、報告事項の第 65 号から第 70 号までを、事務局から報告をお願いします。

齋藤 議案 27 ページをご覧ください。報告事項につきましては一覧のとおりでございます。この中で、報第 65 号について説明をいたします。

国井 (報第 65 号について説明)

議長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

議長 その他としまして、委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

袴田 ・営農型太陽光下部農地での柑橘類の栽培について

水崎 ・浜松市認定農業者協議会アグリフォーラムについて

鈴木緑 ・農業新聞の購読状況について

議長 それでは、事務局からその他連絡事項がありましたら、お願いいたします。

局長 ・農業会議情報について

齋藤 ・選挙活動について

・令和 6 年第 11 回農業委員会総会

日時 令和 6 年 11 月 15 日(金) 午後 2 時 30 分から

場所 北行政センター 3 階 全 31・32 会議室

議長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間にわたり、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第 10 回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後 3 時 47 分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和 6 年 11 月 15 日(金)

会 長 後藤 剛

委 員 袴田 博子

委 員 島 英雄